

倉情・個審第127号

平成21年7月31日

倉敷市教育委員会 様

倉敷市情報公開・個人情報保護審査会

会長 土屋 宏

平成21年3月31日付け倉市教指第1817号で諮問のあった次の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「平成21年1月22日付け倉市教指第1472号で行った不開示の決定」に対する異議申立てについての事案

第 1 審査会の結論

実施機関の行った不開示決定の処分は妥当である。

第 2 異議申立てに係る経緯

- 1 異議申立人は、平成 21 年 1 月 8 日、倉敷市情報公開条例（以下「公開条例」という。）第 6 条の規定に基づき、倉敷市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して「平成 20 年度全国学力・学習状況調査における市内小・中学校単位の採点結果についての報告書」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として「平成 20 年度全国学力・学習状況調査に係る国から提供された市内小・中学校単位の採点結果についての報告書」（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、当該行政文書に記録された内容は公開条例第 7 条第 5 号及び第 7 号に規定する不開示情報に該当するとして不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 21 年 1 月 22 日付け倉市教指第 1472 号により異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成 21 年 2 月 2 日、実施機関に対し行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づく異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、公開条例第 17 条の規定に基づき、平成 21 年 3 月 31 日付け倉市教指第 1817 号「諮問書」により倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問を行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

異議申立書の記載内容をまとめると、異議申立人の主張は概ね次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消して、開示を求める。

2 異議申立ての理由

開示を受けている人もあり、不公平極まりない。行政の画一性もあるのでは、（地方分権でもこの種の開示については全国的な問題と考えられるが）開示を受けた者により序列化、過度の競争が生じるおそれはまったくない。参加主体の協力・理解はもともと自由であり、開示・不開示に左右されないのが理論的。

第4 実施機関の主張要旨

不開示決定通知書及び不開示理由説明書の記載内容をまとめると、実施機関の主張は概ね次のとおりである。

本件行政文書に記録されている情報は、公開条例第7条第5号及び第7号に規定する不開示情報に該当する。

全国学力・学習状況調査は、文部科学省により全国一斉に実施されたものであり、その実施要領の中で、調査結果の取扱いに関する配慮事項として「市町村教育委員会は、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。」と明記されている。また、「本調査により測定できる学力は特定の一部であり、序列化につながらない取組が必要である。」という配慮の必要性についても通知されている。

本市では、「信頼と愛情に基づいたあたたかい心」を教育の基調とし、「よい子いっぱいのみち倉敷」の実現をめざして取り組んでいるところである。特に教育委員会と学校が、深い信頼関係の中で一体となって子どもたちの教育に取り組むことを大切にしてきた。

本調査の学校別の結果を公にすると、国との信頼関係が損なわれるばかりでなく、学校間の序列化や過度な競争が生じるおそれや、教育委員会と学校との信頼関係が崩れ、各学校の協力及び理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、根本的な信頼関係が崩れることにより、教育行政推進の全般について悪影響が生じるおそれがある。

第5 審査会の認定事実

本件行政文書は、文部科学省が「平成20年度全国学力・学習調査に関する実施要領」（以下「本件実施要領」という。）を定め、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人等の協力を得て、全国一斉に実施した学力・学習状況調査にかかる、倉敷市内の学校別の調査結果である。

本件実施要領の中で、調査結果の取扱いに関する配慮事項として「調査結果については、本調査により測定できるのは学力の特定の一部であることや、学校における教育活動の一側面に過ぎないことなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争につながらないように十分配慮して、適切に取り扱うものとする。」としており、具体的に配慮すべき点として「本調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどにかんがみて、都道府県教育委員会は域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないこと。また、市町村教育委員会は、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。」と定めている。

第6 審査会の判断

「第5 審査会の認定事実」に照らせば、実施機関が本件行政文書の公表は行わないことを前提として学力・学習状況調査に参加しているもので、これを公にすれば国との協力関係、信頼関係が損なわれるおそれがあることは明らかであり、本件行政文書は公開条例第7条第5号に規定する不開示情報に該当する。

また、公開条例第7条第7号の該当性等については、様々な見方や考え方があり更に議論を深めていくことが必要であるが、本件については同条第5号の適用が明らかであることもあり、速やかに結論を得ることは難しいとの判断に至った。

本件行政文書について不開示決定の処分を行うにあたっては、公開条例第7条第5号のみを適用するだけで、その理由としては十分である。

以上のことから、実施機関が不開示決定の処分を行ったことは妥当であると判断する。

なお、異議申立人から指摘のある他地区の状況は、本市における公開条例に照らして行う開示、不開示の処分を左右するものではないことを付言しておく。

第7 結 論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第8 審査会の処理経過等

審査会の処理経過及び審査会委員は、次のとおりである。

1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 3月31日	諮問書及び不開示理由説明書の收受
平成21年 6月 5日	第1回目審議
平成21年 7月 3日	第2回目審議
平成21年 7月31日	答申

2 倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	職 名
会 長 土 屋 宏	弁 護 士
副会長 清 野 幸 代	弁 護 士
吾 妻 聡	岡山大学大学院社会文化科学研究科 准教授
伊 藤 治 彦	岡山商科大学法学部教授
南 川 和 宣	岡山大学大学院法務研究科准教授